

第130期定時株主総会招集ご通知に際しての  
インターネット開示事項

- |  |                |
|--|----------------|
| ① 事業報告に表示すべき事項のうち以下の事項                 | ② 連結株主資本等変動計算書 |
| (i) 新株予約権等に関する事項                       | ③ 連結注記表        |
| (ii) 会計監査人に関する事項                       | ④ 株主資本等変動計算書   |
| (iii) 業務の適正を確保するための体制の整備及び当該体制の運用状況の概要 | ⑤ 個別注記表        |

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

## 日本郵船株式会社

本インターネット開示事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の次のページ ([http://www.nyk.com/release/IR\\_meeting.html](http://www.nyk.com/release/IR_meeting.html)) に掲載することにより株主の皆様へ提供しております。

## 新株予約権等に関する事項 (平成29年3月31日現在)

該当事項はありません。

当社は平成28年11月10日をもって、2026年満期ユーロ円建現金決済条項及び転換制限条項付転換社債型新株予約権付社債を全額償還しました。当該社債に係る新株予約権は、平成28年11月7日をもってその行使期間を満了しています。

## 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬等の額 (百万円)
報酬等の額	145
当社及び当社子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	296

- (注1) 当社監査役会は、会計監査人及び社内関係部署との面談・聴取を通じて、会計監査人が提出した監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等の相当性について必要な検証を行ったうえ、会社法第399条第1項及び第2項の定めにより会計監査人の報酬等の額に同意しました。
- (注2) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査報酬と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分していませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めています。
- (注3) 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、合意された手続業務等の対価を支払っています。
- (注4) 当社の重要な子会社のうち、(株)ユニエツクス、NYK GROUP AMERICAS INC.、NYK GROUP EUROPE LTD. 及びNYK GROUP SOUTH ASIA PTE. LTD.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の計算関係書類の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けています。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社法第340条に定める場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と判断する場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は当該決定に基づき議案を株主総会に提案します。

## 業務の適正を確保するための体制の整備及び当該体制の運用状況の概要

当社は、平成29年3月30日開催の取締役会において、会社法及び同法施行規則の規定に基づき、業務の適正を確保するための体制の整備について、既の実施し継続中の施策も含めて、次のとおり再決議しました。当該取締役会決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

<p><b>(1)取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</b></p>	<p><b>(取締役会決議の内容の概要)</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・日本郵船グループ企業理念、グループ・バリュー、日本郵船グループ企業行動憲章及び日本郵船行動規程を制定しており、引き続き、これらに則った適切な経営体制の強化に努める。</li><li>・取締役等及び従業員の法令等遵守及び業務の適正を確保するため、明確な権限配分及び事務分掌等を社内規程に定め、重要事項を経営委員会及び取締役会において審議する。</li><li>・社長の諮問機関である指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置する。</li><li>・コンプライアンス委員会及び内部統制委員会を設置し、チーフコンプライアンスオフィサー（CCO）を任命する。</li><li>・当社グループにおける公正取引問題の判明を受けて、総力を挙げて公正取引に関する理解の深化と法令遵守の徹底を図り、同種事案の再発防止を期し諸施策を実施しており、今後もこれらの維持・強化に努める。加えて贈収賄禁止の徹底を図るため、具体的な防止策の導入と運用について確認する。</li><li>・法令遵守の徹底及びコンプライアンスの推進のため法務部門を強化し、教育・研修を継続的に実施し、相談窓口を適切に運用する。内部監査部門は、実地監査等を行い法令違反等の発見に努める。</li><li>・公益通報者保護法に対応する社内規程を定め、社内外に通報窓口を設け、必要な措置を講じる。当社グループ全体から匿名通報を可能としており、今後も適切に運用する。</li></ul> <p><b>(運用状況の概要)</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・企業理念等はデータベースに保存されており、取締役等と従業員が常時閲覧できるようにしている。</li><li>・期中に取締役会を14回、経営委員会を50回開催し、重要事項を審議した。また、内部統制委員会を1回、コンプライアンス委員会を2回開催した。総務本部長をチーフコンプライアンスオフィサー（CCO）に任命しており、法令、定款及び社内規程の遵守はもとより、企業倫理や社会規範等を尊重する社内体制や仕組みの強化に努めている。</li><li>・指名諮問委員会では①取締役の選任及び解任に関する事項、②取締役社長の選任及び解任並びにその後継者プランに関する事項、③代表取締役の選任及び解任に関する事項、④独立役員の実効性の基準に関する事項、⑤経営委員の選任及び解任に関する事項について協議しており、報酬諮問委員会では①取締役及び経営委員の報酬に係る方針・手続に関する事項、②取締役及び経営委員の報酬の内容に関する事項について協議している。</li><li>・社長による独占禁止法遵守徹底の表明、年2回の独占禁止法等遵法活動徹底委員会の開催、法令遵守の制度整備の推進と事案対応の専任組織の設置、調査・審査活動、当社グループにおける統制ネットワークの構築と運用、独占禁止法リスクアセスメント、採算検討会議における同法リスク審査、同盟・協定ファイリング管理、マニュアル等の整備や研修による当社グループ内の啓発と教育（面談、E-learning等）、同業他社との接触規制、社内リエンジニアリング制度の運用、及び業務を執行する役員と従業員から独占禁止法・競争法遵守に関する誓約書の取得を実施している。</li><li>・贈収賄禁止に関する基本方針及びガイドラインを取締役等と従業員に周知し、関連する社内規程を整備している。</li><li>・海外ビジネスの拡大に伴い、贈収賄に巻き込まれるリスクが高まることに対応するため、新会社・新規事業立上げ時における外国公務員贈賄防止に関する規則を制定し、リスクの観点から贈収賄防止のためのデューデリジェンス体制を構築し、運用している。</li></ul>
---	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行動規準は適宜改正しており、取締役等及び従業員等に同冊子及び同ガイドブックを配布している。また、行動規準遵守への取締役等及び従業員等による誓約に向け、説明会を66回実施した。</li> <li>・コンプライアンス教育・研修を継続的に行い、コンプライアンス総点検を9月に実施した。公益通報者保護法に対応する内部通報等の相談窓口を適切に機能させ、当社グループ全体からの匿名通報を可能としている。当社グループ内の連携強化を図り問題の早期把握に努め、適切な対策を講じている。</li> </ul>
<b>(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</b>	<b>(取締役会決議の内容の概要)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役及び取締役会は、その職務の執行に係る文書その他の情報を、社内規程に従い、適切に保存及び管理する。</li> </ul>
	<b>(運用状況の概要)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役の業務執行に係る主要な情報を保存し、適切に管理している。</li> </ul>
<b>(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制</b>	<b>(取締役会決議の内容の概要)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク管理に関する社内規程に基づき、各本部長等が担当業務のリスクと管理状況の評価を実施し、重要リスク選定会議において検討すること等により全社でリスクを明確にし、適切に対応する。</li> <li>・個人情報保護については個人情報保護方針、個人情報管理規程及び個人情報取扱規程を制定し、マイナンバーの取扱いや管理については特定個人情報等に関する事務マニュアルを制定する。</li> <li>・大規模災害等に際して事業の継続を可能とする事業継続計画の基本計画書及び実施要領を制定する。</li> </ul>
	<b>(運用状況の概要)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要リスク選定会議を2回開催した。また、社長を委員長とする安全・環境対策推進委員会において船舶の安全運航と環境保全に係る定期的な評価とリスク管理を徹底している。</li> <li>・マイナンバーについては特定個人情報等に関する事務マニュアルに従い、取扱い・管理を実施している。</li> <li>・大規模災害等に際する事業継続計画を制定し、適宜見直しのうえ、災害対策本部事務局等を対象に原則として年2回訓練を実施している。</li> </ul>
<b>(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</b>	<b>(取締役会決議の内容の概要)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・明確な職務権限及び意思決定ルールを定め、その決定を迅速にするためIT等を利用し、取締役が適正かつ効率的に職務を執行する体制を整備する。</li> </ul>
	<b>(運用状況の概要)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全取締役及び監査役を対象に取締役会の実効性に関するアンケートを実施し、これに基づき、取締役会における付議基準の見直し及び報告事項の整理を行った。</li> <li>・毎週開催される経営委員会において、取締役会付議事項の事前審議及び経営委員会委任事項の決議を行っている。また、電子稟議システムの活用により迅速な決裁処理を行っている。</li> </ul>

<p>(5)当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制</p>	<p><b>(取締役会決議の内容の概要)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当社グループに適用する企業理念及び企業行動憲章を定める。</li> <li>・当社はグループの内部統制体制の整備について指導する。</li> <li>・当社グループの企業価値向上と健全性の確保、及び経営効率の向上と資本効率の向上を目指して、グループ経営委員会を設置する。グループ会社の管理指針等を制定し、適切な運用を通じて適正なグループ経営を推進する。</li> <li>・当社グループ各社の内部統制を含む競争力を強化し、グループ全体としての企業集団価値を増大させることを目的としてグループ経営の推進体制を見直し、当社グループ全体の内部統制についても実効性の向上を図る。</li> <li>・内部監査部門は、当社及びグループ会社の内部監査を通じ助言や改善提案等を行う。</li> </ul>
<p>(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項</p>	<p><b>(運用状況の概要)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内グループ会社を対象として10回の法務研修を実施したことに加えて、独占禁止法のみならず、贈収賄禁止法等も含めたコンプライアンス体制の確立に努めている。</li> <li>・研修やコンプライアンス情報の発信等の活動を通じ、諸法令、企業倫理及び社会規範等を遵守尊重するよう当社グループに周知徹底している。</li> <li>・グループ経営委員会を4回開催した。グループ会社に適用するグループスタンダード、グループ経営管理指針、管掌会社制度、資本効率強化会社制度、及び管理強化会社制度を制定しており、適切な運用を通じて適正なグループ経営を推進している。</li> <li>・グループ会社との間でキャッシュマネジメントシステム等を活用し、効率的な資金運用を行っている。</li> <li>・内部監査部門は、国内グループ会社27社と海外68拠点に対する内部監査を実施し、企業活動全般に亘る管理と運営の制度及び業務遂行の状況に関する評価を行い、その結果に基づく助言や改善提案を行っている。</li> </ul> <p><b>(取締役会決議の内容の概要)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専任スタッフ等を擁する監査役室を設置している。社外監査役のサポートを含め、監査役の職務を補助する。</li> </ul> <p><b>(運用状況の概要)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4名の人員（専任3名、兼任1名）を擁する監査役室を設置し、適切に監査役の職務を補助している。</li> </ul>
<p>(7)前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項</p>	<p><b>(取締役会決議の内容の概要)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監査役室専任スタッフは、常勤監査役の指揮命令下におく。</li> </ul> <p><b>(運用状況の概要)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監査役室専任スタッフは、常勤監査役の指揮命令下にあり、常勤監査役が人事考課を行っている。全スタッフの人事異動については監査役の意見を最大限に尊重している。</li> </ul>

<p>(8) 監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制</p>	<p><b>(取締役会決議の内容の概要)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当社グループのコンプライアンス関連事案及び内部通報について、関連する社内規程を整備するとともに、定期的かつ重要度に応じて都度、監査役に報告する体制を確保する。</li> <li>・取締役及び取締役会は、法令並びに監査役会規則及び監査役監査基準に定められた職務の遂行が可能な体制を確保するため、監査役が有効な監査を行うことができるよう環境整備に努める。</li> <li>・監査役の情報収集体制を確保することで経営課題や業務実態を把握できる体制を整える。</li> </ul> <p><b>(運用状況の概要)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営委員会、コンプライアンス委員会、内部統制委員会、重要リスク選定会議、独占禁止法等遵法活動徹底委員会、情報開示委員会、投資経営会議及びグループ会社社長会等に監査役が出席する機会を提供することにより、監査役の情報収集体制を確保している。</li> <li>・当社グループの内部通報者の身元秘匿と不利益な取扱いの禁止を内部通報関連規則に定め、通報内容について監査役へ報告している。</li> <li>・監査役が、取締役等・部門長等と面談し報告を受ける機会を確保している。</li> <li>・監査役が、取締役会・経営委員会の議事録や稟議書等の業務執行に関わる重要な書類の閲覧・調査をすることを随時可能とし、効率的な監査体制を確保している。</li> </ul>
<p>(9) 監査役の仕事の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項</p>	<p><b>(取締役会決議の内容の概要)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監査役の仕事の執行に係る費用を負担する。</li> </ul> <p><b>(運用状況の概要)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監査役の仕事の執行について、監査役監査基準において定められた当社に対する費用請求権を尊重し、その費用を負担している。</li> </ul>
<p>(10) 金融商品取引法への適合を確保するための体制</p>	<p><b>(取締役会決議の内容の概要)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融商品取引法に基づき作成・開示する財務諸表等の適正性を確保するために必要な内部統制の体制を構築し、整備及び運用状況の有効性評価を実施する。</li> </ul> <p><b>(運用状況の概要)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内部統制委員会にJSOX部会を設置し、財務報告に関する信頼性の検証と内部統制報告書案の審議を行っている。また、情報開示委員会を四半期毎に開催し、開示内容等について審議を行うなど、整備及び運用状況の有効性評価を実施している。</li> </ul>
<p>(11) 反社会的勢力排除に向けた体制</p>	<p><b>(取締役会決議の内容の概要)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・反社会的勢力排除をコンプライアンス上の重要事項と位置付け、反社会的勢力との関係遮断を徹底するため社内連絡体制と対応フローを定めるとともに、反社会的勢力対応の相談担当窓口を設置する。</li> </ul> <p><b>(運用状況の概要)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・反社会的勢力への対応を迅速に行うため、警察、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会や弁護士等との提携を日常より緊密に行っている。</li> <li>・暴力団等の反社会的勢力への対応として、取引先等との契約への暴力団排除条項の設定や関係遮断に関する誓約書を取得するなどの施策を行っている。</li> </ul>

**連結株主資本等変動計算書** (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
<b>当期首残高</b>	144,319	155,691	470,483	△2,098	<b>768,396</b>	34,147	△35,411	7,527	△981	5,281	70,591	844,269
当連結会計年度中の変動額												
剰余金の配当			△3,391		△3,391							△3,391
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△265,744		△265,744							△265,744
自己株式の取得				△1,720	△1,720							△1,720
自己株式の処分		△2		4	2							2
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△227			△227							△227
連結子会社の決算期変更に伴う増減			△117		△117							△117
連結範囲の変動			179		179							179
持分法の適用範囲の変動			1,093		1,093							1,093
その他			△14		△14							△14
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)						14,713	8,126	△12,343	8,237	18,734	△1,126	17,607
当連結会計年度中の変動額合計	-	△230	△267,995	△1,716	<b>△269,941</b>	14,713	8,126	△12,343	8,237	18,734	△1,126	△252,333
<b>当期末残高</b>	144,319	155,461	202,488	△3,814	<b>498,455</b>	48,860	△27,284	△4,816	7,255	24,015	69,464	591,936

## 連結注記表

### (1) 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

#### ① 連結の範囲に関する事項

##### (i) 連結子会社の数：552社

主要な連結子会社の名称

主要な連結子会社は、事業報告「1. 当社グループの現況に関する事項 (10) 重要な企業結合の状況 ②重要な子会社の状況」に記載のとおりです。

連結の範囲の変更

SALVIA MARINE S.A.は、新たに設立したため、連結の範囲に含めています。

NYK AUTO LOGISTICS (INDIA) PVT. LTD.他10社は、総資産、売上高、純利益及び利益剰余金等とも重要性が生じたため、連結の範囲に含めています。

TRANSFREIGHT AUTOMOTIVE LOGISTICS EUROPE S.A.S.他1社は、株式を取得したため、連結の範囲に含めています。

連結子会社であったYUSEN LOGISTICS TURKEY LOJISTIK HIZMETLERI LTD. SIRKETIと持分法適用関連会社であったINCI LOJISTIKは、INCI LOJISTIKを存続会社、YUSEN LOGISTICS TURKEY LOJISTIK HIZMETLERI LTD. SIRKETIを消滅会社とする吸収合併を行い、当社グループがINCI LOJISTIKの議決権の過半数を所有することになったため、当連結会計年度よりINCI LOJISTIKを連結の範囲に含めています。

なお、合併に伴い、INCI LOJISTIKは会社名をYUSEN INCI LOJISTIK VE TICARET A.S.に変更しています。

NYK LOGISTICS AND BLG SA PTY. LTD他1社は、株式を売却したため、連結子会社から持分法適用関連会社へ変更しています。

NYKロジスティックスジャパン(株)他18社は、会社を清算したため、連結の範囲から除外しています。

ALBERNI SHIPHOLDING II S.A.は、平成29年3月31日付をもってALBERNI SHIPHOLDING S.A.と合併したため、連結の範囲から除外しています。

##### (ii) 主要な非連結子会社の名称

特記すべき主要な非連結子会社はありません。

##### (iii) 非連結子会社について連結の範囲から除いた理由

非連結子会社の総資産の合計額、売上高の合計額、純利益の額のうち持分の合計額及び利益剰余金の額のうち持分の合計額等は、連結会社の総資産の合計額、売上高の合計額及び純利益、

利益剰余金のうち持分の合計額等に比していずれも少額であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため除外しています。

#### ② 持分法の適用に関する事項

##### (i) 持分法適用会社の数

非連結子会社：8社

関連会社：192社

主要な持分法適用会社の名称

主要な関連会社の状況は、事業報告「1. 当社グループの現況に関する事項 (10) 重要な企業結合の状況 ③主要な関連会社の状況」に記載のとおりです。

持分法の適用範囲の変更

TOP-NYK MARINEONE PTE. LTD.他29社は、純利益及び利益剰余金等とも重要性が生じたため、持分法適用の範囲に含めています。

MIP III YELLOWTAIL HOLDINGS LLC他2社は、株式を取得したため、持分法適用の範囲に含めています。

NYK LOGISTICS AND BLG SA PTY. LTD他1社は、株式売却のため、連結子会社から持分法適用関連会社へ変更しています。

YUSEN INCI LOJISTIK VE TICARET A.S. (INCI LOJISTIKより会社名を変更)は連結子会社となったため、持分法適用の範囲から除外しています。

##### (ii) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

特記すべき主要な非連結子会社及び関連会社はありません。

##### (iii) 持分法非適用会社について持分法適用の範囲から除いた理由

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社の純利益の額及び利益剰余金のうち持分の合計額等は、連結会社及び持分法適用会社の純利益の額のうち持分の合計額に比して少額であり、また利益剰余金等に及ぼす影響も軽微であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため除外しています。

##### (iv) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

決算日が12月31日の持分法適用会社のうち、4社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しています。

上記以外の決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しています。



### ③ 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち決算日が12月31日の会社33社については、同日現在の財務諸表を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っています。  
また、決算日が12月31日の会社5社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しています。

12月31日決算の主要な会社  
NYK AUTOMOTIVE LOGISTICS (CHINA) CO., LTD.

### ④ 会計方針に関する事項

#### (i) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券

満期保有目的の債券 償却原価法（主として定額法）

##### その他有価証券

時価のあるもの 主として決算日前1ヶ月の市場価格の平均等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの 主として移動平均法による原価法

##### デリバティブ

時価法

##### たな卸資産

主として先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### (ii) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、主として法人税法の規定により、3年間で均等償却しています。

##### 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア 主として社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

その他 主として定額法

##### リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

#### (iii) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費 社債償還期間にわたり月割償却しています。

#### (iv) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

賞与引当金 従業員に支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しています。

役員賞与引当金 役員に支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しています。

役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、一部の連結子会社において内規に基づく期末要支給額を計上しています。

特別修繕引当金 船舶の特別修繕に要する費用の支出に備えるため、船舶の将来の見積修繕額に基づいて計上しています。

独禁法関連引当金 各国の競争法（独占禁止法を含む）違反の嫌疑に関連して発生する課徴金等の支払いの見込額を計上しています。

契約損失引当金 固定資産の購入及び賃借契約履行に伴い発生する損失に備えるため、損失の見込額を計上しています。

株式給付引当金 株式交付規程に基づく取締役及び経営委員への当社株式の給付等に備えるため、当連結会計年度末において対象者に付与されるポイントに対応する当社株式の価額を見積り計上しています。

- (v) 退職給付に係る会計処理の方法
- ①退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として、給付算定式基準によっています。
- ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として8年）による定額法により費用処理することとしています。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしています。
- (vi) 重要な収益及び費用の計上基準  
海運業収益及び費用の計上基準  
コンテナ船  
貨物運賃及び運航費については、個々の貨物の輸送期間の経過に応じて計上する複合輸送進行基準を採用しています。
- コンテナ船以外  
貨物運賃、運航費、運航船に係る船費及び借船料並びにこれらに対応する貸船料については、主として発港地から帰港地を一単位とする航海完了基準を採用しています。
- (vii) 重要なヘッジ会計の方法  
債権及び債務における金利変動リスク、為替変動リスクあるいはキャッシュ・フロー変動リスクを相殺するためのデリバティブ取引等に対し、ヘッジ会計を適用しています。また、燃料油購入等における価格変動リスクに備えるためのデリバティブ取引についても、同様にヘッジ会計を適用しています。その方法は、繰延ヘッジを採用していますが、為替予約等のうち所定の要件を満たすものについては振当処理を、金利スワップ等のうち所定の要件を満たすものについては特例処理を行っています。
- なお、借入金・社債等の金利変動リスクに対しては金利スワップ等を、金銭債権債務・在外子会社等への投資・予定取引等の外貨建取引の為替変動リスクに対しては通貨スワップ・為替予約・外貨建金銭債権債務等を、燃料油等の価格変動リスクに対してはスワップ等をヘッジ手段としています。ヘッジ有効性の評価は、毎四半期末にヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計の比率分析を行う方法によって

います。ただし、特例処理によっている金利スワップ等については、有効性の評価を省略しています。

- (viii) のれんの償却方法及び償却期間  
のれんの償却については、5年間～20年間の均等償却を行っています。
- (ix) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- i 支払利息の処理方法  
支払利息については原則として発生時の費用処理としていますが、長期かつ金額の重要な事業用資産で一定の条件に該当するものに限って建造期間中の支払利息を事業用資産の取得原価に算入しています。
- ii 消費税等の会計処理  
税抜方式によっています。

## (2)会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しています。

なお、当連結会計年度における当該会計方針の変更による影響は軽微です。

## (3)追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しています。

(役員報酬BIP信託に係る取引について)

当社は、平成28年6月20日開催の株主総会決議に基づき、当社取締役及び経営委員（社外取締役及び国内非居住、外国籍、または上場子会社の取締役である経営委員を除く。以下「取締役等」という。）を対象に、業績連動型株式報酬制度として、「役員報酬BIP信託」（以下「本制度」という。）を導入いたしました。信託

に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じています。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社が設定した信託（役員報酬BIP信託）が当社株式を取得し、当該信託を通じて取締役等に、各連結会計年度における業績目標の達成度及び役位に応じて付与されるポイントに相当する当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を交付及び給付する制度です。

なお、信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しています。当連結会計年度末において、当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、1,705百万円及び9,319,000株です。

また、上記役員報酬の当連結会計年度末の負担見込額については、株式給付引当金として計上しています。

（定期コンテナ船事業統合に関する契約締結について）

当社は、平成28年10月31日開催の取締役会において、川崎汽船株式会社及び株式会社商船三井と、関係当局の許認可等を前提として3社の定期コンテナ船事業（海外ターミナル事業を含む）の統合を目的とした事業統合契約及び株主間契約を締結することを決議し、同日、3社間でそれぞれの契約を締結しました。

同事業統合に向けた合併会社の設立は平成29年7月1日を予定、また、同合併会社による定期コンテナ船事業のサービス開始は平成30年4月1日を予定しており、現在、3社共同で準備を進めています。

合併会社の概要（予定）

出資額	：約3,000億円
出資比率	：川崎汽船株式会社 31%
	株式会社商船三井 31%
	当社 38%
事業内容	：定期コンテナ船事業（海外ターミナル事業を含む）

#### (4) 連結貸借対照表に関する注記

##### ① たな卸資産の内訳

商品及び製品	1,681百万円
仕掛品	539百万円
原材料及び貯蔵品	37,468百万円

##### ② 担保に供している資産及び担保に係る債務

(i) 担保に供している資産	
現金及び預金	1,877百万円
船舶（注）	192,790百万円
建物及び構築物	842百万円
土地	3,699百万円
投資有価証券（注）	63,697百万円
投資その他の資産の「その他」	4百万円
計	262,911百万円
(ii) 担保に係る債務	
短期借入金	16,377百万円
長期借入金	152,709百万円
計	169,087百万円
(注) 船舶のうち313百万円及び投資有価証券のうち63,649百万円は関連会社等の債務の担保目的で差し入れたものです。	

③ 有形固定資産の減価償却累計額 987,379百万円

##### ④ 偶発債務

- |  |            |
|--|------------|
| (i) 受取手形割引高及び裏書譲渡高   | 9百万円       |
| (ii) 保証債務等   | 117,565百万円 |
| (iii) 社債の債務履行引受契約（デット・アサンプション）   | 50,000百万円  |
| (iv) 当社グループが船舶に関して締結しているオペレーティング・リース契約の一部には残価保証の条項が含まれています。残価保証による潜在的な最大支払額は12,557百万円であり、当該オペレーティング・リース契約の購入選択権を行使せずにリース資産を返却することを選択した場合に支払いを実行する可能性があります。なお、当該オペレーティング・リース契約は平成32年3月までの間に終了します。 |            |
| (v) 当社グループが航空機に関して締結しているオペレーティング・リース契約の一部には、残価保証の条項が含まれています。残価保証による潜在的な最大支払額は71,241百万円であり、リース期間終了後に当該リース資産を返却することを選択した場合に支払いを実行する可能性があります。なお、当該オペレーティング・リース契約は平成38年12月までの間に終了します。                |            |
| (vi) 当社グループは、平成24年9月以降自動車等の貨物輸送に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、複数の海外当局の調査対象となっています。また、完成自動車車両等の海上輸送につ   |            |

いて、主要自動車船社と共同して運賃を設定したとして、請求金額を特定しないまま損害賠償及び差し止め等を求める集団民事訴訟を、米国その他の地域にて提起されています。海外当局による調査及び集団民事訴訟については、現時点ではそれらの結果を合理的に予測することは困難です。

## (5) 連結損益計算書に関する注記

### 減損損失

当社及び連結子会社は、原則として事業用資産においては管理会計上の区分でありかつ投資の意思決定を行う事業ごとにグルーピングを行い、賃貸不動産、売却予定資産及び遊休資産等においては個別物件ごとにグルーピングを行っています。売却予定資産については売却予定価額が帳簿価額を下回ることにより、事業用資産については業績の低迷等により収益性が著しく悪化した資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（168,127百万円）として特別損失に計上しました。その内訳は以下のとおりです。

場所	用途	種類	減損損失(百万円)
日本	事業用資産	船舶（コンテナ船）	74,297
日本	事業用資産	船舶（ドライバルカー）	77,860
日本	売却予定資産	航空機等	7,377
ベルギー	事業用資産	船舶（ドライバルカー）	5,688
シンガポール	売却予定資産	船舶等	1,946
その他	事業用資産	建物及び構築物等	955
合計	—	—	168,127

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれが高い価額としています。正味売却価額は第三者により合理的に算定された評価額等により、使用価値は将来キャッシュ・フローを主として5.86%で割引いて算定しています。

## (6) 連結株主資本等変動計算書に関する注記

① 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 1,700,550,988株

### ② 配当に関する事項

(i) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月20日 定時株主総会	普通株式	3,391	2	平成28年3月31日	平成28年6月21日
計		3,391			

(ii) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
該当事項はありません。

## (7) 金融商品に関する注記

### ① 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については主として短期的な預金等とし、資金調達については銀行等金融機関からの借入または社債によります。受取手形及び営業未収入金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程等に沿ってリスク低減を図っています。投資有価証券は主として株式であり、時価のあるものについては期末前1ヶ月の市場価格の平均等に基づく時価法を採用しています。その結果、株式市況の変動等により業績及び財務状況が影響を受ける可能性があります。借入金及び社債についての用途は船舶や航空機、輸送関連施設等の取得に係る設備投資需要や事業活動に係る運転資金需要に対するものであり、金利変動リスクを回避するために金利スワップ等を実施しています。なお、デリバティブ取引は社内規程等に従い、実需の範囲内で行うこととしています。

## ② 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めていません。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(i) 現金及び預金	143,180	143,180	—
(ii) 受取手形及び営業未収入金	249,094		
貸倒引当金 <sup>(※1)</sup>	△ 1,474		
	247,620	247,620	—
(iii) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	117	124	7
その他有価証券	140,471	140,471	—
関連会社株式	13,851	14,303	451
(iv) 長期貸付金	30,028		
貸倒引当金 <sup>(※1)</sup>	△ 135		
	29,892	31,062	1,169
(v) 支払手形及び営業未払金	196,317	196,317	—
(vi) 短期借入金	102,842	102,842	—
(vii) 社債	145,000	152,072	7,072
(viii) 長期借入金	686,598	700,532	13,933
(ix) デリバティブ取引 <sup>(※2)</sup>	△ 3,628	△ 3,628	—

(※1) 受取手形及び営業未収入金、並びに長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金は控除しています。

(※2) デリバティブ取引は、債権・債務を差し引きした合計を表示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(i) 現金及び預金  
これらの時価については、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(ii) 受取手形及び営業未収入金  
これらの時価については、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。また、貸倒懸念債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としています。

(iii) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

(iv) 長期貸付金

長期貸付金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。一方、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しています。また、貸倒懸念債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としています。

(v) 支払手形及び営業未払金及び (vi) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(vii) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格を基に算定する方法によっています。

(viii) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。一方、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額<sup>(\*)</sup>を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しています。

(\*) 金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額

(ix) デリバティブ取引

当社及び連結子会社では、借入金、社債等に係る金利変動リスクを回避するために金利スワップ等を、外貨建の債権・債務に係る為替変動リスクを回避するために為替先物予約、通貨スワップ等を、燃料油、備船料の価格変動リスク等を回避するために燃料油スワップ、運賃（備船料）先物取引等を利用しています。これらの取引の連結決算日の時価は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しています。

(注2) 関係会社株式（連結貸借対照表計上額225,392百万円）及び非上場株式等（連結貸借対照表計上額30,401百万円）は、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(iii) 投資有価証券」に含めていません。

## (8) 賃貸等不動産に関する注記

### ① 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む）を有しています。

### ② 賃貸等不動産の時価等に関する事項

平成29年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は4,775百万円（主な賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）、売却による損益は1,093百万円（売却益は特別利益に、売却損は特別損失に計上）です。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び連結決算日における時価は、次のとおりです。

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
49,175	△ 1,128	48,046	112,646

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(注2) 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は不動産の取得（1,133百万円）による増加であり、主な減少額は減価償却（1,047百万円）及び不動産の売却（1,606百万円）による減少です。

(注3) 連結決算日における時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）です。

## (9) 1株当たり情報に関する注記

- ① 1株当たり純資産額 309円80銭
- ② 1株当たり当期純損失 157円23銭

当連結会計年度より、「役員報酬BIP信託」を導入し、1株当たり

純資産額の算定上、当該信託が保有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めています。また、1株当たり当期純損失の算定上、当該信託が保有する当社株式を、「普通株式の期中平均株式数」の計算において控除する自己株式数に含めています。1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式数は、当連結会計年度末において、9,319,000株です。また、1株当たり当期純損失の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当連結会計年度において、5,734,769株です。

## (10) その他の注記

記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しています。

## (11) 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

**株主資本等変動計算書** (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本										評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金					自己 株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金		繰延 ヘッジ 損益
		資本 準備金	その他 資本 剰余金		その他利益剰余金									
					配当準備 積立金	特別償却 積立金	圧縮記帳 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金					
<b>当期首残高</b>	144,319	151,691	2,694	13,146	50	3	4,150	118,324	12,097	△2,092	<b>444,386</b>	31,191	△16,753	<b>458,825</b>
当事業年度中の変動額														
剰余金の配当									△3,391		△3,391			△3,391
配当準備積立金の取崩					△50				50		-			-
特別償却積立金の取崩						△1			1		-			-
圧縮記帳積立金の取崩							△158		158		-			-
別途積立金の取崩								△118,324	118,324		-			-
当期純損失 (△)									△266,930		△266,930			△266,930
自己株式の取得										△1,720	△1,720			△1,720
自己株式の処分			△2							4	2			2
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 (純額)												14,161	2,673	16,834
当事業年度中の変動額合計	-	-	△2	-	△50	△1	△158	△118,324	△151,789	△1,716	△272,041	14,161	2,673	△255,206
<b>当期末残高</b>	144,319	151,691	2,692	13,146	-	2	3,992	-	△139,691	△3,808	<b>172,345</b>	45,352	△14,079	<b>203,618</b>

## 個別注記表

### (1)重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）  
 子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法  
 その他有価証券

時価のあるもの 決算日前1ヶ月の市場価格の平均等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

#### ② デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法

#### ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### ④ 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

船舶及び建物 定額法

その他 定率法

ただし、平成28年4月1日以降に取得した構築物については定額法によっています。

無形固定資産（リース資産を除く）

のれん 20年以内の均等償却

ソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

その他 定額法

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

#### ⑤ 繰延資産の処理方法

社債発行費 社債償還期間にわたり月割償却しています。

#### ⑥ 引当金の計上基準

貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

賞与引当金 従業員に支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しています。

退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

##### (i) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

##### (ii) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により費用処理することとしています。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理することとしています。

関係会社船舶投資損失引当金

船舶保有関係会社が調達し当社が定期備船している船舶において、収益性が著しく悪化したことに伴い発生する損失に備えるため、将来の損失見込額を計上しています。



債務保証損失引当金	関係会社への債務保証等に係る損失に備えるため、被保証者の財務状態等を個別に勘案し、損失負担見込額を計上しています。
独禁法関連引当金	各国の競争法（独占禁止法を含む）違反の嫌疑に関連して発生する課徴金等の支払いの見込額を計上しています。
株式給付引当金	株式交付規程に基づく取締役及び経営委員への当社株式の給付等に備えるため、当事業年度末において対象者に付与されるポイントに対応する当社株式の価額を見積り計上しています。

## ⑦ 収益及び費用の計上基準

### (i) 海運業収益及び海運業費用の計上基準

コンテナ船	貨物運賃及び運航費については、個々の貨物の輸送期間の経過に応じて計上する複合輸送進行基準を採用しています。
コンテナ船以外	貨物運賃、運航費、運航船に係る船費及び借船料並びにこれらに対応する貸船料については、発港地から帰港地を一単位とする航海完了基準を採用しています。

### (ii) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法によります。

## ⑧ ヘッジ会計の方法

債権及び債務における金利変動リスク、為替変動リスクあるいはキャッシュ・フロー変動リスクを相殺するためのデリバティブ取引等に対し、ヘッジ会計を適用しています。また、燃料油購入等における価格変動リスクに備えるためのデリバティブ取引についても、同様にヘッジ会計を適用しています。その方法は、繰延ヘッジを採用していますが、為替予約等のうち所定の要件を満たすものについては振当処理を、金利スワップ等のうち所定の要件を満たすものについては特例処理を行っています。

なお、借入金・社債等の金利変動リスクに対しては金利スワップ等を、金銭債権債務・在外子会社等への投資・予定取引等の外貨

建取引の為替変動リスクに対しては通貨スワップ・為替予約・外貨建金銭債権債務等を、燃料油等の価格変動リスクに対してはスワップ等をヘッジ手段としています。ヘッジ有効性の評価は、毎四半期末にヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計の比率分析を行う方法によっています。ただし、特例処理によっている金利スワップ等については、有効性の評価を省略しています。

## ⑨ その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

### 退職給付に係る会計処理の方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっています。

### 消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

## (2) 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しています。なお、当事業年度における当該会計方針の変更による影響は軽微です。

## (3) 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しています。

(役員報酬BIP信託に係る取引について)

役員報酬BIP信託に係る取引については、連結注記表の「(3)追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

(定期コンテナ船事業統合に関する契約締結について)

当社は、平成28年10月31日開催の取締役会において、川崎汽船株式会社及び株式会社商船三井と、関係当局の許認可等を前提として3社の定期コンテナ船事業（海外ターミナル事業を含む）の統合を目的とした事業統合契約及び株主間契約を締結することを決議し、同日、3社間でそれぞれの契約を締結しました。

同事業統合に向けた合併会社の設立は平成29年7月1日を予定、また、同合併会社による定期コンテナ船事業のサービス開始は平成30年4月1日を予定しており、現在、3社合同で準備を進めています。

合併会社の概要（予定）

出資額	：約3,000億円
出資比率	：川崎汽船株式会社 31%
	株式会社商船三井 31%
	当社 38%
事業内容	：定期コンテナ船事業（海外ターミナル事業を含む）

#### (4)貸借対照表に関する注記

##### ① 担保に供している資産及び担保に係る債務

###### (i) 担保に供している資産

船舶	19,652百万円
投資有価証券（注）	722百万円
関係会社株式及び出資金（注）	27,081百万円
計	47,456百万円

###### (ii) 担保に係る債務

短期借入金	1,523百万円
長期借入金	10,653百万円
計	12,176百万円

(注) 投資有価証券722百万円並びに関係会社株式及び出資金27,081百万円は関係会社等の債務の担保目的で差し入れたものです。

② 有形固定資産の減価償却累計額 259,749百万円

##### ③ 偶発債務

- (i) 保証債務等 681,472百万円  
連帯債務のうち他の連帯債務者負担額は、金額が少額のため保証債務等に含めています。
- (ii) 社債の債務履行引受契約（デット・アサンプション） 50,000百万円
- (iii) 当社は、平成24年9月以降自動車等の貨物輸送に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、複数の海外当局の調査対象となっています。また、完成自動車車両等の海上輸送について、主要自動車船社と共同して運賃を設定したとして、請求金額を特定しないまま損害賠償及び差し止め等を求める集団民事訴訟を、米国その他の地域にて提起されています。海外当局による調査及び集団民事訴訟については、現時点ではそれらの結果を合理的に予測することは困難です。

##### ④ 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	87,586百万円
長期金銭債権	465,932百万円
短期金銭債務	107,593百万円
長期金銭債務	3,150百万円

#### (5)損益計算書に関する注記

##### 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業収益（海運業収益、その他事業収益）	24,696百万円
営業費用（海運業費用、その他事業費用、一般管理費）	275,639百万円
営業取引以外の取引による取引高	30,798百万円

#### (6)株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

    普通株式 14,018,618株

(注) 当事業年度末における自己株式数には、役員報酬BIP信託が保有する自社の株式が9,319,000株含まれています。

#### (7)税効果会計に関する注記

繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金等です。

## (8) 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	日本貨物航空株式会社	所有 直接 100%	資金の援助	資金の貸付(注1)	21,992	短期貸付金	1,129
			債務保証等 役員の兼任	利息の受取 債務保証等(注2)	393	長期貸付金	111,339
				リース料の受取(注3)	114,001	その他流動資産	32
					5,988		—
子会社	NYK FTC (SINGAPORE) PTE. LTD.	所有 直接 100%	債務保証等	債務保証等(注2)	31,274	—	—
子会社	NYKバルク・プロジェクト株式会社	所有 直接 100%	資金の受入 役員の兼任	利息の支払	6	預り金	16,313
子会社	NYK BULKSHIP (ASIA) PTE. LTD.	所有 直接 100%	債務保証等	債務保証等(注2)	14,383	—	—
子会社	SAGA SHIPHOLDING (NORWAY) AS	所有 間接 100%	債務保証等	債務保証等(注2)	47,970	—	—
子会社	NYK BULKSHIP (ATLANTIC) N.V.	所有 間接 100%	債務保証等	債務保証等(注2)	32,538	—	—
子会社	YUSEN TERMINALS LLC	所有 間接 51%	債務保証等	債務保証等(注2)	31,078	—	—
子会社	船舶保有・貸渡関係会社 ENCANTADA MARITIMA S.A. 他255社	所有 直接 100% (246社) 間接 100% (10社)	資金の援助 債務保証等 備船契約	資金の貸付(注1)	18,818	短期貸付金	31,480
				船舶のリース(注3)	4,923	長期貸付金	179,794
						リース債権(一年内)	15,064
						リース債権	114,032
				債務保証等(注2)	223,029	—	—
				備船料の支払(注4)	139,818	—	—

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付条件については、市場金利を勘案して決定しています。なお、担保は受け入れていません。

(注2) 債務保証等については、保証形態を勘案して保証料を設定しています。

(注3) リース料については、対象資産のコスト相当額を勘案して決定しています。

(注4) 子会社で発生したコスト相当額を借船料として支払っています。

## (9) 1株当たり情報に関する注記

- ① 1株当たり純資産額 120円73銭  
② 1株当たり当期純損失 157円93銭

当事業年度より、「役員報酬BIP信託」を導入し、1株当たり純資産額の算定上、当該信託が保有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めています。また、1株当たり当期純損失の算定上、当該信託が保有する当社株式を、「普通株式の期中平均株式数」の計算において控除する自己株式数に含めています。1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式数は、当事業年度末において、9,319,000株です。また、1株当たり当期純損失の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当事業年度において、5,734,769株です。

## (10) 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社です。

## (11) その他の注記

記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しています。

## (12) 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

以上